

令和 3 年 2 月 1 日

令和 3 年登米市議会定例会 2 月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮 問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
諮 問 第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6
諮 問 第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	7
諮 問 第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	8
議 案 第 3 号	令和2年度登米市一般会計補正予算（第10号）	別冊
議 案 第 4 号	令和2年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	別冊
議 案 第 5 号	令和2年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	別冊
議 案 第 6 号	令和2年度登米市介護保険特別会計補正予算（第5号）	別冊
議 案 第 7 号	令和2年度登米市土地取得特別会計補正予算（第3号）	別冊
議 案 第 8 号	令和2年度登米市水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議 案 第 9 号	令和2年度登米市下水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議 案 第 10号	令和2年度登米市病院事業会計補正予算（第8号）	別冊
議 案 第 11号	令和2年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第4号）	別冊
議 案 第 12号	令和3年度登米市一般会計予算	別冊
議 案 第 13号	令和3年度登米市国民健康保険特別会計予算	別冊
議 案 第 14号	令和3年度登米市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議 案 第 15号	令和3年度登米市介護保険特別会計予算	別冊
議 案 第 16号	令和3年度登米市土地取得特別会計予算	別冊
議 案 第 17号	令和3年度登米市宅地造成事業特別会計予算	別冊
議 案 第 18号	令和3年度登米市水道事業会計予算	別冊
議 案 第 19号	令和3年度登米市下水道事業会計予算	別冊
議 案 第 20号	令和3年度登米市病院事業会計予算	別冊

議案第21号	令和3年度登米市老人保健施設事業会計予算	別冊
議案第22号	登米市児童発達支援センターこじか園条例を廃止する条例について	9
議案第23号	登米市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について	10
議案第24号	登米市上下水道事業運営審議会条例の制定について	13
議案第25号	登米市基金条例の一部を改正する条例について	15
議案第26号	登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例について	17
議案第27号	登米市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について	18
議案第28号	登米市介護保険条例の一部を改正する条例について	19
議案第29号	登米市都市公園条例の一部を改正する条例について	20
議案第30号	登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について	21
議案第31号	登米市障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例について	24
議案第32号	登米市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	25
議案第33号	指定管理者の指定について（石越高森公園（愛称名 チャチャワールドいしこし））	26
議案第34号	指定管理者の指定について（登米市民プール）	27
議案第35号	市道路線の認定について	28
議案第36号	市道路線の廃止について	33
議案第37号	令和2年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について	36

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和3年2月1日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	鈴木 香
住 所	登米市迫町

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和3年2月1日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	只野 信子
住 所	登米市中田町

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和3年2月1日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	林 忠市
住 所	登米市米山町

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和3年2月1日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	三浦 隆悦
住 所	登米市南方町

議案第 22 号

登米市児童発達支援センターこじか園条例を廃止する条例 について

登米市児童発達支援センターこじか園条例（平成22年登米市条例第23号）を廃止するものとする。

令和3年2月1日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市児童発達支援センターこじか園条例を廃止する条例
登米市児童発達支援センターこじか園条例（平成 22 年登米市条例第 23 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 23 号

登米市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

登米市中小企業・小規模企業振興基本条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市中小企業・小規模企業振興基本条例

(目的)

第 1 条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興について、基本理念を定めるとともに、市の責務、中小企業者及び小規模企業者の努力等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本市経済の発展及び雇用の場の創出を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業・小規模企業振興団体 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業・小規模企業の振興を行う団体をいう。
- (4) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者及び信用保証協会をいう。
- (6) 教育機関等 大学、高等専門学校その他の教育機関、大学共同利用機関その他の研究機関及び公共職業能力開発施設をいう。

(基本理念)

第 3 条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者及び小規模企業者の自主的な努

力並びに創意工夫を尊重するとともに、市、中小企業者、小規模企業者、中小企業・小規模企業振興団体、大企業者、金融機関等、教育機関等及び市民が一体となって、国、県その他関係機関等との連携のもとに、地域をあげた魅力の創造に関する施策を推進することを基本とする。

（市の責務）

第4条 市は、中小企業者及び小規模企業者の実態を把握するとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な予算上の措置を講じるよう努めなければならない。

（中小企業者及び小規模企業者の努力）

第5条 中小企業者及び小規模企業者は、社会経済情勢の変化に対応するため、自主的な経営の改善及び向上に努めるものとする。

2 中小企業者及び小規模企業者は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 中小企業者及び小規模企業者は、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

（中小企業・小規模企業振興団体の役割）

第6条 中小企業・小規模企業振興団体は、中小企業者及び小規模企業者の経営の改善並びに向上のための支援に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第7条 大企業者は、中小企業者及び小規模企業者が自らの事業活動の持続的な発展に関して重要な存在であることを認識し、中小企業者及び小規模企業者との連携並びに協力に努めるとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（金融機関等の役割）

第8条 金融機関等は、中小企業者及び小規模企業者が経営の革新並びに経営基盤の強化に取り組むことができるよう、中小企業者及び小規模企業者の資金需要に適切に対応するほか、経営相談等の支援に努めるとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育機関等の役割）

第9条 教育機関等は、研究開発、技術の向上及び人材の育成に関して、中小企業者及び小規模企業者との連携並びに協力に努めるとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の理解及び協力）

第10条 市民は、中小企業者及び小規模企業者が地域社会において果たす役割の重要

性を理解し、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第11条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 多様な人材、豊かな自然、高い技術力その他の地域資源の継続的かつ積極的な活用、販路の開拓及び資金調達の円滑化を図ることにより、経営基盤の強化並びに健全な発展を促進すること。
- (2) 事業承継及び創業促進への支援並びに人材の育成及び雇用の安定に向けた相互の連携を推進すること。
- (3) 工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、中小企業者及び小規模企業者の受注機会の確保に努めること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、中小企業・小規模企業の振興に関すること。

(小規模企業者の特性に応じた支援)

第12条 市は、小規模企業者がその特性に応じた持続的な発展を図るため、必要な施策を実施するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第24号

登米市上下水道事業運営審議会条例の制定について

登米市上下水道事業運営審議会条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年2月1日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市上下水道事業運営審議会条例

(設置)

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、登米市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の運営に関する重要事項を調査審議し、及び答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 水道使用者及び下水道使用者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(登米市上水道事業運営審議会設置条例及び登米市下水道事業運営審議会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 登米市上水道事業運営審議会設置条例（平成17年登米市条例第217号）

(2) 登米市下水道事業運営審議会条例（平成17年登米市条例第231号）

(登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年登米市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表下水道運営審議会の項中「下水道運営審議会」を「上下水道事業運営審議会」に、「委員長」を「会長」に改める。

議案第25号

登米市基金条例の一部を改正する条例について

登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年2月1日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市基金条例の一部を改正する条例

第1条 登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表に次のように加える。

(21) 登米市新型コロナウイルス感染症対応感染症対策農業支援資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応感染症対策農業支援資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額
(22) 登米市新型コロナウイルス感染症対応農林業災害対策資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応農林業災害対策資金業に要する経費に充てる。	市長が定める額
(23) 登米市新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金業に要する経費に充てる。	市長が定める額

第2条 登米市基金条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中(7)の項を削り、(8)の項を(7)の項とし、(9)の項から(23)の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び附則第2項の規定は令和3年4月1日から施行する。

(登米市ふるさと応援寄附金条例の一部改正)

- 2 登米市ふるさと応援寄附金条例（平成20年登米市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第3条第1項の表(15)の項」を「第3条第1項の表(12)の項」に改める。

議案第 26 号

登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例について

登米市保健福祉施設条例（平成17年登米市条例第106号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年2月1日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例

登米市保健福祉施設条例（平成17年登米市条例第106号）の一部を次のように改正する。

別表第1 登米市老人憩の家を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 27 号

登米市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する 条例について

登米市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第114号）等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年2月1日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

（登米市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正）

第1条 登米市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第8条中「被保険者証又は組合員証とともに」を「国民健康保険法又は規則で定める社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けた上、」に改める。

（登米市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 登米市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第8条中「被保険者証又は組合員証とともに」を「、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は規則で定める社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けた上、」に改める。

（登米市障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

第3条 登米市障害者医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第8条中「助成対象となる」を削り、「被保険者証又は組合員証とともに」を「国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は規則で定める社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けた上、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

登米市介護保険条例の一部を改正する条例について

登米市介護保険条例（平成17年登米市条例第142号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年2月1日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市介護保険条例の一部を改正する条例

登米市介護保険条例（平成17年登米市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度」を「令和3年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同項第1号中「40,800円」を「36,000円」に改め、同項第2号及び第3号中「61,200円」を「54,000円」に改め、同項第4号中「73,440円」を「64,800円」に改め、同項第5号中「81,600円」を「72,000円」に改め、同項第6号中「97,920円」を「86,400円」に改め、同項第7号中「106,080円」を「93,600円」に改め、同項第8号中「122,400円」を「108,000円」に改め、同項第9号中「138,720円」を「122,400円」に改め、同条第2項中「令和2年度における」を削り、「24,480円」を「21,600円」に改め、同条第3項中「令和2年度における」を削り、「61,200円」を「54,000円」に、「40,800円」を「36,000円」に改め、同条第4項中「令和2年度における」を削り、「61,200円」を「54,000円」に、「57,120円」を「50,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第29号

登米市都市公園条例の一部を改正する条例について

登米市都市公園条例（平成17年登米市条例第202号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年2月1日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市都市公園条例の一部を改正する条例

登米市都市公園条例（平成17年登米市条例第202号）の一部を次のように改正する。

別表第3 登米市豊里多目的広場の項中

「

陸上競技場	1,000 円	—	—
ふるさとセンター （とよさとギャラリー）	400 円	100 円	100 円

を

」

「

陸上競技場	1,000 円	—	—
-------	---------	---	---

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第30号

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第220号）等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

（登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第220号）の一部を次のように改正する。

「

名称
登米市立登米市民病院
登米市立米谷病院
登米市立豊里病院
登米市立登米診療所
登米市立よねやま診療所
登米市立上沼診療所
登米市立津山診療所
登米市訪問看護ステーション

を

第2条第2項の表中

」

「

区分	名称
病院	登米市民病院
	登米市民病院米谷

	分院
	登米市民病院豊里分院
診療所	登米市民病院登米診療所
	登米市民病院よねやま診療所
	登米市民病院上沼診療所
	登米市民病院津山診療所
訪問看護ステーション	登米市訪問看護ステーション

に改め、同条第3項の表中

「

名称
登米市立豊里老人保健施設

」

を

区分	名称
老人保健施設	登米市立豊里老人保健施設

に

改める。

第5条第2項中「登米市立よねやま診療所」を「登米市民病院よねやま診療所」に改める。

(登米市立病院等運営協議会条例の一部改正)

第2条 登米市立病院等運営協議会条例（平成17年登米市条例第232号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

登米市民病院等運営協議会条例

第1条中「登米市立病院等の」を「登米市民病院等の」に、「登米市立病院等運営協議会」を「登米市民病院等運営協議会」に改める。

(登米市医学生奨学金等貸付条例の一部改正)

第3条 登米市医学生奨学金等貸付条例（平成19年登米市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「登米市立病院」を「登米市民病院」に、「市立病院等」を「市民病院

等」に改める。

第3条第1項並びに第9条第1項第1号及び第4号中「市立病院等」を「市民病院等」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第31号

登米市障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する 条例について

登米市障害者地域活動支援センター条例（平成20年登米市条例第61号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例

登米市障害者地域活動支援センター条例（平成20年登米市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第25項」を「第5条第27項」に改める。

第3条の表を次のように改める。

名称	位置
中央障害者地域活動支援センター	登米市迫町佐沼字錦108番地
米山障害者地域活動支援センター	登米市米山町西野字四軒見通68番地1
南方障害者地域活動支援センター	登米市南方町西山成前141番地

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第2条の改正規定は公布の日から、第3条の改正規定は令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の登米市障害者地域活動支援センター条例の規定によりなされた手続及びその他の行為は、改正後の登米市障害者地域活動支援センター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第 32 号

登米市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例について

登米市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年登米市条例第14号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年2月1日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例

登米市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年登米市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている指定居宅介護支援事業所（同日において当該指定居宅介護支援事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、同条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第33号

指定管理者の指定について（石越高森公園（愛称名 チャチャワールドいしこし））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市公園条例（平成17年登米市条例第188号）第3条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月1日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

石越高森公園（愛称名 チャチャワールドいしこし）

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市石越町南郷字高森100番地

（名称） 株式会社いしこし

（代表者名） 代表取締役 猪股 研

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第34号

指定管理者の指定について（登米市民プール）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 公の施設の名称
登米市民プール
- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市迫町佐沼字南駒木袋212番地の3
（名称） 株式会社清建
（代表者名） 代表取締役 小野寺 憲幸
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第35号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月1日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
11068	赤沼・西赤沼線	迫町森字赤沼68番3地先 中田町石森字西赤沼62番地先	
11080	赤沼・宮田線	迫町森字赤沼228番地先 中田町石森字宮田122番地先	
12070	中江30号線	迫町佐沼字中江五丁目5番31地先 迫町佐沼字中江五丁目5番24地先	
12110	佐沼丸子線	迫町佐沼字丸子13番1地先 迫町佐沼字新二本杉41番1地先	
20370	公民館東線	登米町字寺池目子待井530番1地先 登米町字寺池目子待井433番1地先	
20374	公民館東支線	登米町字寺池目子待井423番地先 登米町字寺池目子待井406番地先	

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
47016	西道 2 9 号線	中田町宝江新井田字元吸方江34番地先 中田町宝江新井田字元吸方江54番 1 地先	
47020	式耕中央 6 号線	中田町宝江新井田字並柳渕 6 番 3 地先 中田町宝江新井田字元吸方江40番 1 地先	
47140	西道中央線	中田町浅水字田向15番地先（右） 中田町浅水字新沼尻40番地先	
47157	五ヶ村堀添 3 号線	中田町宝江黒沼字新東前187番地先 中田町宝江新井田字元吸方江49番 2 地先	
47184	五ヶ村堀添 2 号線	中田町宝江新井田字元吸方江 50 番 1 地先 （右） 中田町宝江新井田字並柳渕52番 1 地先	
47186	並柳渕線	中田町宝江新井田字並柳渕44番地先 中田町宝江新井田字並柳渕126番地先	
47188	西道 2 3 号線	中田町浅水字元待井81番 1 地先 中田町宝江新井田字元吸方江83番地先	
47189	西道 2 4 号線	中田町浅水字元待井106番 1 地先 中田町浅水字新沼尻67番 2 地先	
47216	式耕 1 7 号線	中田町宝江新井田字元吸方江18番 1 地先 中田町宝江新井田字元吸方江 6 番 1 地先	

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
47256	西道 3 0 号線	中田町浅水字新沼尻82番 1 地先 中田町宝江新井田字並柳渕72番 2 地先	
47315	式耕中央 5 号線	中田町宝江黒沼字新大口前86番地先 中田町宝江新井田字元吸方江28番 1 地先	
47317	五ヶ村堀添 1 号線	中田町宝江新井田字大江渕374番 7 地先 中田町宝江新井田字並柳渕52番 3 地先 (左)	
48045	新田・西荒谷線	中田町宝江森字新田128番 1 地先 (右) 中田町宝江新井田字西荒谷 1 番地先	
48063	荒谷中央線	中田町宝江新井田字荒谷59番 1 地先 中田町宝江新井田字東荒谷 5 番 1 地先	
48066	南神畑・佐野前線	中田町宝江新井田字南神畑34番地先 中田町宝江新井田字佐野前19番 1 地先	
48067	新井田排水 2 号線	中田町宝江新井田字佐野前63番地先 (右) 中田町宝江新井田字佐野前78番 1 地先	
48068	大待井 1 号線	中田町宝江新井田字大待井45番地先 中田町宝江新井田字大待井22番 1 地先	
48069	大待井 2 号線	中田町宝江新井田字大待井86番 1 地先 中田町宝江新井田字大待井64番地先	

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
48072	柴垣前・新館線	中田町宝江新井田字柴垣前94番 1 地先 中田町宝江新井田字新館62番地先	
48074	柴垣裏線	中田町宝江新井田字柴垣裏51番 1 地先 中田町宝江新井田字柴垣裏61番地先	
48105	表前・宮田線	中田町石森字表前46番地先 中田町石森字宮田56番 2 地先	
48108	堀端線	中田町宝江新井田字堀端 5 番地先 中田町石森字下沼田39番 1 地先	
48109	堀端・佐野裏線	中田町宝江新井田字堀端32番 1 地先 中田町宝江新井田字佐野裏16番 1 地先	
48110	新佐野 1 号線	中田町宝江新井田字新佐野58番地先 中田町宝江新井田字佐野裏45番地先	
48117	佐野前線	中田町宝江新井田字佐野前28番地先 中田町宝江新井田字佐野前15番 1 地先	
48118	森六裏・東荒谷線	中田町宝江新井田字森六裏54番地先 中田町宝江新井田字東荒谷33番 1 地先	
48119	新井田排水 3 号線	中田町宝江新井田字森六裏33番 4 地先 中田町宝江新井田字東荒谷64番地先	

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
48122	新六裏・新沖橋 1 号線	中田町宝江新井田字新六裏12番 1 地先 中田町宝江新井田字新沖橋29番地先	
48123	宮田線	中田町石森字宮田 2 番地先 中田町石森字宮田10番地先（左）	
48135	新六裏・新沖橋 2 号線	中田町宝江新井田字新六裏33番地先 中田町宝江新井田字新沖橋59番地先	
60327	藤渡戸線	米山町西野字藤渡戸52番 5 地先 米山町西野字藤渡戸102番 1 地先	
60337	藤渡戸 2 号線	米山町西野字藤渡戸12番 1 地先 米山町西野字藤渡戸104番 1 地先（左）	

議案第36号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月1日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
10002	赤沼・西荒谷線	迫町森字赤沼68番3地先 中田町宝江新井田字西荒谷13番3地先	
11080	上野・表線	迫町森字赤沼228番地先 中田町石森字宮田2番地先	
12110	新二本杉線	迫町佐沼字丸子13番地先 迫町佐沼字新二本杉22番地先	
20370	公民館東線	登米町字寺池目子待井531番2地先 登米町字寺池目子待井411番地先	
47140	西道中央線	中田町宝江新井田字並柳裏58番地先 中田町浅水字田向15番地先	
47188	西道23号線	中田町宝江新井田字吸方江64番地先 中田町浅水字元待井46番2地先（左）	

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
47189	西道 2 4 号線	中田町浅水字元待井78番地先 中田町宝江新井田字並柳渕32番地先	
47216	式耕 1 7 号線	中田町宝江新井田字吸方江31番地先 中田町宝江新井田字吸方江17番地先	
47315	式耕中央 5 号線	中田町宝江新井田字並柳渕 4 番地先 (左) 中田町宝江黒沼字新大口前61番地先	
47317	五ヶ村堀添線	中田町浅水字荒神堂58番 1 地先 中田町宝江新井田字大江渕347番 3 地先	
48063	荒谷中央線	中田町宝江新井田字佐野前 6 番地先 中田町宝江新井田字荒谷59番 1 地先	
48066	神畑森六線	中田町宝江新井田字南神畑28番2地先 中田町宝江森字六丁目30番地先	
48067	岩刈排水添線	中田町宝江新井田字佐野前62番地先 中田町宝江森字森六裏23番地先	
48068	沖橋 1 号線	中田町宝江新井田字新大待井 1 番地先 中田町宝江新井田字新六裏10番地先	
48069	沖橋 2 号線	中田町宝江新井田字新大待井43番地先 中田町宝江新井田字新六裏31番地先	

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
48072	沖橋 5 号線	中田町宝江新井田字新館25番地先 中田町宝江新井田字柴垣裏38番地先	
48074	荒谷柴垣前線	中田町宝江新井田字東荒谷 1 番地先 中田町宝江新井田字地極田 7 番 3 地先	
48105	表前 2 号線	中田町石森字表前46番地先 中田町石森字宮田57番地先（右）	
48108	堀端線	中田町宝江新井田字堀端 5 番 1 地先 中田町宝江新井田字佐野裏14番地先	
48109	西荒谷堀端線	中田町宝江新井田字南荒谷 49 番 地 先 （右） 中田町宝江新井田字堀端30番地先	
48110	新佐野 1 号線	中田町宝江新井田字佐野裏43番 1 地先 中田町宝江新井田字新佐野60番地先	
48123	宮田線	中田町石森字宮田 2 番 地 先 中田町石森字宮田10番地先	
60327	藤渡戸線	米山町西野字藤渡戸64番 1 地先 米山町西野字藤渡戸12番 1 地先	

議案第37号

令和2年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について

令和2年度登米市病院事業会計のうち、他会計負担金をもって貸し付けた奨学金に係る償還免除引当金の計上により発生する損失について、他会計負担金を源泉とする資本剰余金5,600,000円をもって補填するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 引当金計上する貸付金

(単位：円)

名称	貸付年度	貸付金額	資本剰余金	帳簿残高
看護師奨学金貸付金	令和2年度	5,600,000	5,600,000	5,600,000

2 資本剰余金を処分する日付

令和3年3月31日